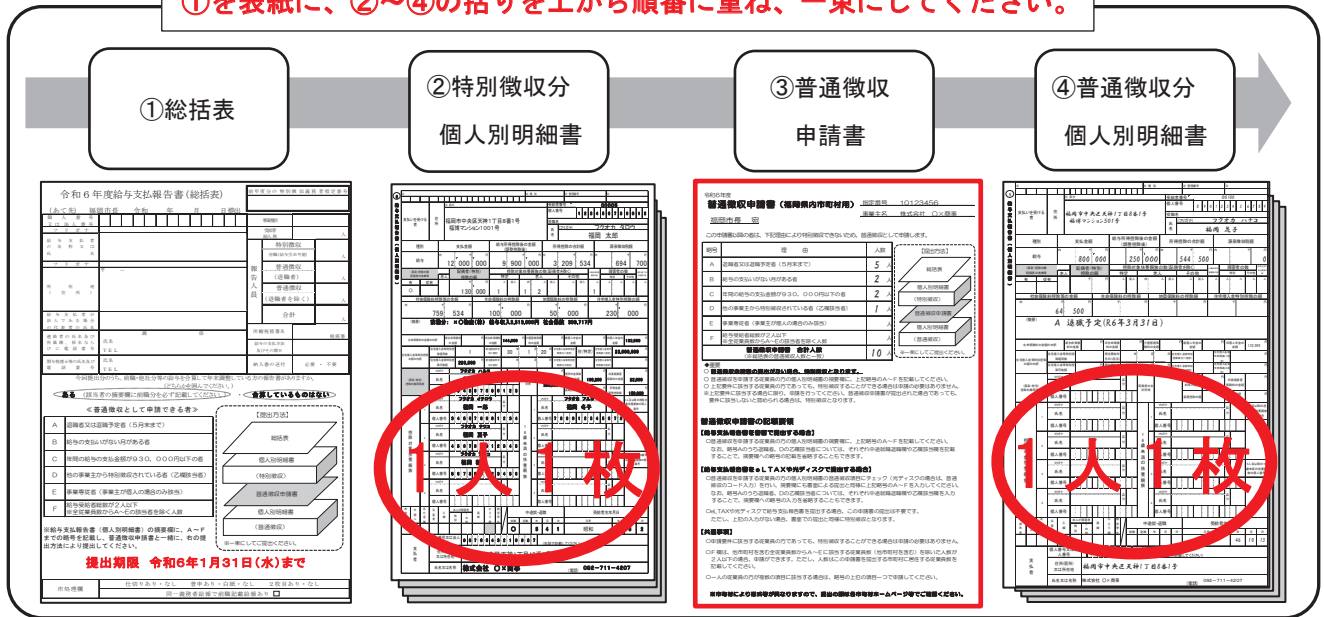


5 給与支払報告書の提出方法について

- 個人別明細書は、1人につき1枚の提出をお願いします。
- 総括表、個人別明細書、普通徴収申請書を、下記の順番に並べて提出してください。

①を表紙に、②～④の括りを上から順番に重ね、一束にしてください。



※書類の記載や添付漏れ等、この順に並べて提出されないと、正しい徴収区分とならない場合があります。

6 給与支払報告書（総括表）の書き方について

- 総括表は、特別徴収義務者指定番号があらかじめ印刷（またはスタンプ）された「福岡市提出用 総括表※」を使用してください。それ以外の総括表を使用する場合は、余白に指定番号、特別徴収及び普通徴収の人員を明確に記載いただくよう、ご協力をお願いします。

※『令和5年度 福岡市市民税県民税 特別徴収関係書類綴』（令和5年度 税額決定通知書に同封）の1ページ目にあります。

※福岡市から令和5年度特別徴収税額通知を受けていない事業所には、12月に総括表を送付します。令和5年中の新設事業所など、指定番号が印刷された総括表がお手元ない場合は、8ページの総括表を切り取って、使用してください。

※市内全区分の給与支払報告書を、必ず総括表1件にまとめて提出してください。（区ごとに分けて提出しないようにしてください。）

令和6年度給与支払報告書(総括表)		前年度分の特別徴収義務者指定番号
(あて先) 福岡市長 令和6年1月10日提出		10123456
個人番号又は法人番号 フリガナ	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 カブシキガイシャ オキモカクシヤウジ	事業種目 サービス業
給与支払者の名称又は氏名	株式会社 ○×商事	受給者総人員 90
フリガナ	カブシキガイシャ オキモカクシヤウジ	特別徴収 在職(給与引可) 50人
所在地(住所)	福岡市中央区天神1丁目8番1号	普通徴収 (退職者) 5人
給与支払者法人である場合の代表者の氏名	福岡 太郎	普通徴収 (退職者を除く) 5人
代表者の氏名及び所属、保名ならびに電話番号	総務課 給与係 氏名 博多 花子 TEL 092-711-4207	合計 60人
関係税理士等の氏名及び電話番号	氏名 南 三郎 TEL 092-292-3259	所轄税務署名 福岡 税務署
今回提出分のうち、前職・他社分等の給与を合算して年末調整している方の報告書がありますか。 (どちらかを記入してください)		給与の支払方法及びその期日 月給毎月25日
ある (該当者の摘要欄に前職分を必ず記載してください) / 合算しているものはない		納入書の送付 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

●前職分等合算確認欄

今回提出する給与支払報告書のうち、前職分等の他社支払給与を合算して年末調整しているものがあれば、必ず該当者の個人別明細書摘要欄に、その合算した他社分給与について、「事業所名」、「給与支払額」、「社会保険料額」等を記載してください。

※eLTAXの場合は、必ず「他の支払者」欄に入力してください。他の欄に入力された場合は、税額が正しく算定できなくなります。

●前年度分の特別徴収義務者指定番号

提出先市町村の令和5年度特別徴収義務者指定番号を記載して下さい。令和5年中に新設された場合は、「新規特別徴収」と記載してください。

●受給者総人員

令和6年1月1日現在において、福岡市外の受給者も含めた給与等の支払いをしている総人員数（令和5年中退職者は除く）を記載してください。

●報告人員

今回提出分給与支払報告書のうち下記の人数を記載してください。

◆特別徴収

住民税を6月から貴事業所で給与引去できる人数。**在職の方は原則、特別徴収となります。**

◆普通徴収（退職者）

退職者（または退職予定者）で、普通徴収申請書の略号Aに記載した人数。

◆普通徴収（退職者を除く）

特別徴収できない理由の退職者以外で、普通徴収申請書（略号B～F）に記載した人の合計の人数。

7 特別徴収の徹底と普通徴収申請書等の書き方について

○住民税の特別徴収の徹底について

- ・福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を推進しており、従業員の方の給与所得に係る住民税徴収方法は原則特別徴収となります。
- ・特別徴収が困難な理由（下記略号A～F）に該当する従業員の方について**普通徴収とする場合は、必ず「普通徴収申請書」を提出**してください。併せて該当の方の各給与支払報告書（個人別明細書）の**摘要欄に、特別徴収が困難な理由の略号A～Fと略語（退職予定等）を必ず記載**してください。
- ・普通徴収申請書の提出がない、または記載漏れがある場合や、摘要欄に理由の記載がない場合は、**特別徴収として取り扱うこととなります**ので、漏れなく記載のうえ必ず提出してください。

普通徴収申請書 記載例

令和6年度 普通徴収申請書（福岡県内市町村用）		指定番号 10123456
福岡市長 宛		事業主名 株式会社 ○×商事
この申請書に添付の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。		
略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	5人
B	給与の支払いがない月がある者	2人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	2人
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	1人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	1人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	10人
普通徴収申請書 合計人数 (※別添の普通徴収人数と一致)		10人

【提出方法】
 一括表
 個人別明細書（特別徴収）
 普通徴収申請書
 個人別明細書（普通徴収）

※重要
 ○普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。
 ○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記載してください。
 ○上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
 ※上記要件に該当する場合に限り、申請を行ってください。普通徴収申請書が提出された場合であっても、要件に該当しないと認められる場合は、特別徴収となります。

給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄 記載例

⑥	支給を受ける者	住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡マンション501号	受給者番号	00100
				個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
				役職名	フリガナ フクオカ ハナコ
				氏名	福岡 花子
種類	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額	
給与	800,000	250,000	544,500	0	
控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)
老人	老人	老人	老人	老人	老人
特定	特定	特定	特定	特定	特定
その他	その他	その他	その他	その他	その他
有	有	有	有	有	有
従有	従有	従有	従有	従有	従有
社会保険料控除等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額		
64,500					
(摘要) A 退職予定(R6年3月31日)					

●普通徴収申請書 と 給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄 の記載について

- ・「普通徴収申請書」に下記「特別徴収が困難な理由（略号A～F）」ごとの**人数**を記載し、その合計を「**普通徴収申請書 合計人数**」に記載します。
- ・該当する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、該当する「理由」の**略号A～Fと略語**を記載します。
- ・**福岡県内統一基準である下記の略号A～F以外の理由は、普通徴収とすることはできません。**
- ・一人の従業員の方が複数の「理由」に該当する場合は、上位の略号（Aが最上位）と略語のみ記載します。
- ・前年退職者（略号Aに該当）、乙欄該当者（略号Dに該当）については、それぞれ中途就職退職欄や乙欄該当欄を記載することで、摘要欄への略号の記載を省略することができます。

●特別徴収が困難な理由（普通徴収申請理由） — 福岡県内統一基準 —

略号	理由	内容	略語
A	退職者又は令和6年5月末までの退職予定者	令和5年12月31日までの退職者、または令和6年5月31日までに退職予定の方。	・退職予定(令和6年〇月〇日) ※令和5年中の退職の場合は、「中途就・退職欄」の退職欄に○及び日付を記載してください。
B	給与の支払いがない月がある者	給与の支払いが隔月や季節払いであるなど、毎月の支払いではない方。または繁忙期だけの勤務であるなど支払いが不規則である方。(アルバイト・パートの方であっても、通年で毎月給与支払いのある方は特別徴収となります。)	・給与年〇回払 ・毎月給なし ・日給内欄 ・休職
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	今回提出の給与支払報告書の支払金額が930,000円以下の方。	・93万円以下
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)	貴事業所が従たる給与(乙欄)の支払いをする方のうち、他の事業所(主たる給与支払者)において特別徴収が行われる方。	・乙欄該当
E	事業専従者 (事業主が個人の場合のみ該当)	所得税の青色(または白色)申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方。	・専従者
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	令和6年1月1日現在において、福岡市以外の給与受給者も含め、総人員が2人以下の事業所については、普通徴収とすることができます。	・2人以下

e L T A Xや光ディスクで提出する場合は普通徴収申請書の提出は不要です

普通徴収とする従業員の方の個人別明細書の**普通徴収項目にチェック(光ディスクの場合は普通徴収のコード入力)を行い、摘要欄に上記略号A～Fを入力してください。**この入力がない場合、書面での提出の場合と同様に**特別徴収となります。**

8 給与支払報告書（個人別明細書）の記載について

①⑬住所・氏名・生年月日欄

◆令和6年1月1日現在の住所を本人（従業員）に確認の上記載してください。令和6年度の住民税は令和6年1月1日現在の住所で課税されます。正確な住所を記載してください。

◆電算処理しますので、氏名のフリガナ、生年月日、個人番号（マイナンバー）について、誤りがないか確認のうえ、必ず記載してください。

記載誤りや記載漏れがあった場合、重大な課税誤りが発生する可能性があります。

④摘要欄

◆中途就職者で前職分の給与と合算している場合

- ・前職分の会社名
- ・給与支払金額
- ・社会保険料等の金額

を記載します。

（e L T A Xの場合、「他の支払者」欄に入力してください。）

◆同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。

（例）博多 花子（同配）

◆年末調整が済んでいない場合

・「年末調整未了」と記載します。

◆住民税を特別徴収できないため普通徴収とする場合

・3ページ「7特別徴収の徹底と普通徴収申請書等の書き方について」を参照してください。

⑤生命保険料の金額の内訳欄

◆令和5年中に支払った生命保険料がある場合、各種保険料の支払金額を記載します。

※正しい控除額の計算ができない場合がありますので、必ず記載して下さい。

※介護保険法の規定による介護保険料は、「社会保険料控除」の対象です。

⑥		※ 区分		※ 種別		※ 整理番号	
給与を支払 る者	住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号 ①				〒00005	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				00005	
	氏名	福岡 太郎				フリガナ フクオカ タロウ	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額			
給与	12 000 000	9 900 000	3 209 534	694 700			
(源泉)控除対象配偶者の有無	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数		
有	従有	130 000	特定	老人	その他	特別	その他
○			1	1	2	1	
社会保険料控除等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額			
759 534		100 000	50 000	230 000			
(摘要) ④ 前職分: ×○物産(株) 給与収入3,513,000円 社会保険 309,717円							
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金の金額	旧個人年金の金額	
		144,000	132,000				
住宅借入金等特別控除の額の内	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(日)	居住期間(年)	居住開始年月日(日)	居住期間(年)	住宅借入金等特別控除の額	
⑥	1	30年1月20日	1	20日	20日	23,000,000	
フリガナ		氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期障害保険料の金額	
フクオカ ハルコ		福岡 春子		380,000	166,200	22,000	
フリガナ		氏名	区分	国民年金保険料等の金額	旧長期障害保険料の金額	所得金額調整控除額	
フクオカ イチロウ		福岡 一郎				150,000	
フリガナ		氏名	区分	16歳未満の扶養親族		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
フクオカ ナツコ		福岡 夏子		1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フクオカ アキコ		福岡 秋子		3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ		氏名	区分	7			
フリガナ		氏名	区分	8			
フリガナ		氏名	区分	9			
フリガナ		氏名	区分	0			
フリガナ		氏名	区分	1			
フリガナ		氏名	区分	2			
フリガナ		氏名	区分	3			
フリガナ		氏名	区分	4			
フリガナ		氏名	区分	5			
フリガナ		氏名	区分	6			
フリガナ							

③⑩控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族（氏名）の欄

特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の人数を記載してください。
 （H13.1.2以降～H17.1.1以前生まれの扶養親族）

老人扶養親族の内、本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を記載してください。

老人扶養親族（70歳以上）全員の人数を記載してください。
 （S29.1.1以前生まれの扶養親族）

控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く）						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 （本人を除く）		
特定		老人		その他			特別	その他	
人	従人	人	従人	人	従人	人	人	人	
1		1	2			1			

特別障害者の内、同居している人数を記載してください。

（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族である特別障害者の人数を記載してください。

特別障害者以外の障害者である（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族の人数を記載してください。

特定・老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の人数を記載してください。

扶養親族で16歳未満（年少扶養親族）の人数を記載してください。
 （H20.1.2以降生まれの扶養親族）

※「従人」欄に記載された人数は、控除対象にならない場合がありますので、ご注意ください。
 「従人」欄は、従たる給与の支払の場合に、その人数を記載する欄です。

※ ③の扶養親族の人数と⑩の扶養親族の氏名の数は必ず一致するように記載してください。

◆控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）がいる場合

- 扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）について、誤りがないか確認の上記載してください。
- 扶養親族が非居住者（国外居住親族）の場合は、「区分」の欄に「○」を記載します。

⑥住宅借入金等特別控除の額の内訳の欄

◆住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用がある場合は、適用件数、居住開始年月日、区分、住宅借入金等特別控除可能額等を記載します。

- 「住宅借入金等特別控除区分」欄には、適用を受けている控除の区分を下記のように記載します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む）

認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合（バリアフリー、省エネ、多世帯同居改修工事等）

↳市県民税からは、控除対象外です。

（特）…住宅等を購入した際の消費税が8%もしくは10%の場合に該当し、令和3年末までに契約が締結されているもの
 特定取得に該当する場合は、（特）を付記します。（例：一般分の特定取得該当は「住（特）」）

※記載漏れ、誤りがある場合、控除の適用が受けられません。

⑧国民年金保険料等、旧長期損害保険料の欄

◆社会保険料控除、地震保険料控除の計算の基礎となった各支払金額の内訳を記載します。

⑨基礎控除の額、所得金額調整控除額の欄

◆基礎控除の額

- 控除額は原則48万円。ただし、合計所得金額が2400万円を超える場合は段階的に控除額が減少します。

48万円以外だった場合にその金額を記載してください。

◆所得金額調整控除額

- 適用できるのは、特別障害者の方、特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方、23歳未満の扶養親族を有する方です。控除する金額を記載し、その扶養親族の氏名を摘要欄に記載してください。ただし、控除対象扶養親族欄等ですでに記載している場合は省略可能です。

「給与所得控除後の金額」は、この欄の「所得金額調整控除額」の金額を控除して記載してください。

⑪本人該当の欄

◆本人（従業員）に該当するところがあれば「○」を記載します。

- 未成年者：H18.1.3以降生まれで未婚の方
- 寡婦：合計所得金額500万円以下で、配偶者と死別または離婚された方。離婚の場合には、扶養親族がなければ該当しません。
- ひとり親：婚姻歴の有無にかかわらず、合計所得金額500万円以下で、総所得金額等48万円以下の子を有する方。
- 勤労学生：令和5年中の合計所得金額が75万円以下（本人の収入が給与のみの場合、給与収入130万円以下）で、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生

⑫中途就・退職の欄

◆令和5年中に就職・退職された場合は、「就職」「退職」いずれかの欄に「○」を付し、その年月日を記載します。就職・退職両方の事由に該当する場合は、後に発生した事由についてのみ記載します。前職分給与の合算に必要となります。

「退職」欄に記載がないと、在職者として原則「特別徴収対象者」となりますので、ご注意ください。